

別紙 4

会津若松市運動施設 大規模行事等利用調整基準

※都市公園、市民スポーツ施設共通

区分	優先順位	内 容		備 考
一次団体	特例措置	選挙開票事務		
	1-1	会津若松市が主催・共催する行事		※ 広く市民に公募・広報し、公開される行事。 ※ 各種講座、教室、研修会等については2-2として取り扱う。 ※ 職員の福利厚生目的の大会・行事等については3-1として取り扱う。
	1-2	国が主催・共催する行事		※ 1-1に準じる。
	1-3	福島県が主催・共催する行事		※ 1-1に準じる。
	1-4	市小学校体育大会実行委員会 および市・全会津中学校体育連盟が 主催する大会	市小学校体育大会実行委員会 市・全会津中学校体育連盟	※ 教室、講習会、強化練習会等は2-2として取り扱う。 ※ 二次団体の開催する県総体以上の大会との重複については、調整会議において調整するものとする。
二次団体	2-1	各体育協会に加盟している団体 および各高体連ならびに 各高野連が主催する大会	各体育協会 各高等学校体育連盟 各高等学校野球連盟	(優先順位) ① 国民体育大会(国体) ② 東北総合体育大会(東北総体) ③ 福島県総合体育大会(県総体) ④ 県大会以上の大会(各地区予選あり・上部につながる) ⑤ 県大会以上の大会(各地区予選なし・上部につながる) ⑥ 県大会以上の大会(各地区予選なし・上部につながらない) ⑦ 全会津規模の大会(各地区予選あり・上部につながる) ⑧ 全会津規模の大会(各地区予選なし・上部につながる) ⑨ 全会津規模の大会(各地区予選なし・上部につながらない) ⑩ 会津若松市規模の大会 ⑪ その他の大会 ※ ④～⑨については区分内で大会規模に応じて優先する(全国⇒東北⇒福島県)。 ※ 「上部」とは県大会・東北大会・全国大会をいう。 ※ 上記それぞれの区分において、リーグ戦形式で各週にまたがって開催される大会については優先しない。
	2-2	各体育協会に加盟している団体 および各高体連ならびに 各高野連が主催する教室等		※ 教室、講習会、強化練習等(日常の練習活動を除く)
三次団体	3-1	各スポーツ団体が行う大会等	各体育協会に未加盟の団体	※ 2月中旬開催の抽選会への参加。
		各種組合・企業グループの行うスポーツ大会等		
	3-2	幼稚園・保育所等が行う行事等	運動会、遠足雨天時の会場など	
		小中学校・高等学校等が行う学校行事等	校内球技大会、校内陸上記録会 スポーツテストなど	
		その他の団体が行うスポーツ以外の行事等 興行等	講演会など 設営、撤去に専門業者を使用するなどの条件を満たす団体に限る	

※原則として、各施設の設置目的に基づく利用内容を優先する事とする。

※駐車場の台数が限られているため、駐車予定台数による調整を行う場合もあります。